

防衛省インフラ長寿命化計画（行動計画）

[令和5年度～令和9年度]

令和5年4月17日

防衛省

目次

1	はじめに	1
2	用語の定義.....	1
3	対象施設	2
4	計画期間	2
5	対象施設の現状と課題	3
	(1) 点検・診断、修繕・更新等	3
	(2) 基準類の整備.....	3
	(3) 情報基盤の整備と活用	3
	(4) 個別施設計画の策定・推進	3
	(5) 新技術の導入.....	3
	(6) 予算管理.....	4
	(7) 体制の構築	4
6	中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し	4
7	必要施策に係る取組の方向性	4
	(1) 対象施設に対する基本的な考え方	4
	(2) 取組の促進	5
	ア 点検・診断、修繕・更新等	5
	イ 基準類の整備	5
	ウ 情報基盤の整備と活用	5
	エ 個別施設計画の策定・更新.....	5
	オ 新技術の導入.....	5
	カ 予算管理.....	5
	キ 体制の構築	6
8	フォローアップ.....	6
9	その他.....	6

1 はじめに

政府全体の取組として、平成25年10月4日、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年11月29日には、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とし、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として「インフラ長寿命化基本計画」（以下「基本計画」という。）がとりまとめられた。

この基本計画に基づき、防衛省が管理・所管する施設の維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするため、平成27年10月1日、「防衛省インフラ長寿命化計画」（以下「行動計画」という。）を策定した。

また、行動計画に基づき、施設の管理者は、個別施設ごとの中長期的な修繕・更新等に係る方針を定める計画として、個別施設ごとの長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）を策定した。

令和5年度以降の新たな防衛力整備計画においては、大規模災害時等における自衛隊施設の被災による機能低下を防ぐため、被害想定が甚大かつ運用上重要な駐屯地・基地等から、津波等の災害対策等を推進し、今後、気候変動に伴う各種課題へ適応・対応し、的確に任務・役割を果たしていけるよう、駐屯地・基地等の施設及びインフラの強靱化等を進めることとしている。

さらに、令和5年度から令和9年度までの5年間については、根本的に強化された防衛力の目標が示され、主要な防衛施設の強靱化への投資を加速するとされた。

このため、今後は、各駐屯地・基地等の施設の更新については、防衛力整備計画に基づいて進めるとともに、DFISの登録情報を更新し、個別施設計画の内容の充実を図り、構築したメンテナンスサイクルを着実に実施することにより、事後保全から予防保全への転換を一層推進し、もって中長期的な維持管理・更新等のコストの縮減及び予算の平準化に取り組むものとする。

2 用語の定義

この行動計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 各自衛隊等 防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関、情報本部、地方防衛局並びに防衛装備庁をいう。
- (2) 駐屯地・基地等 防衛省市ヶ谷庁舎、駐屯地及び基地並びに各自衛隊等が

管理する施設及び区域をいう。

- (3) 施設保全責任者 駐屯地・基地等における施設の維持管理・更新等に関する業務の責任者をいう。
- (4) 施設保全担当者 施設保全責任者の下で、施設の維持管理・更新等に関する業務を行う者をいう。
- (5) メンテナンスサイクル 施設の点検・診断及び修繕の情報を記録することにより、これらの情報を次期の点検・診断及び修繕に活用するための業務サイクルをいう。
- (6) 関係法令等 建築基準法（昭和25年法律第201号）、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）、国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（平成17年国土交通省告示第551号）その他の施設の点検及び維持管理・更新等に必要な法律並びに基準類をいう。
- (7) 保全台帳 施設に関して、関係法令等に基づき実施した点検の結果等を記録するものをいう。
- (8) 供用事務担当官等 防衛省所管国有財産（施設）の取扱いに関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第30号）第2条第5号に規定する供用事務担当官及び防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号）第2条に規定する部局長をいう。
- (9) DFIS 行動計画において策定された、防衛施設の現状と維持、管理・更新等に関する情報を省全体で共有できる情報基盤として、施設のメンテナンスサイクルや維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・平準化を実現するために整備した防衛施設建設情報管理システムをいう。
- (10) 最適化事業 全ての駐屯地・基地等全体の最適化（①強靱化、②安定的運用、③コスト縮減、④社会・環境への対応）を図るために実施する事業をいう。
- (11) 最適化調査 最適化事業を実施するための調査をいう。

3 対象施設

防衛省が管理するすべての施設（防衛省が所管する国有財産（防衛省所管国有財産の管理に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第43号）第7条及び第8条に規定するものを除く。）であって、国有財産法施行細則（昭和23年大蔵省令第92号）別表第1の区分欄に定める建物及び工作物をいう。以下単に「施設」という。）を対象とする。ただし、借受施設を除く。

4 計画期間

令和5年度から令和9年度までを計画期間とする。

5 対象施設の現状と課題

(1) 点検・診断、修繕・更新等

防衛省は、庁舎、隊舎など約23,000棟（駐屯地・基地等に所在する建物（宿舎除く）の棟数を示す。）の建物を保有しており、そのうち、昭和57年以前に建てられた建物（旧耐震基準適用）は、約9,900棟（全体の約4割）存在する。

これまで、施設の維持管理等に当たっては、駐屯地・基地等ごとに日々の状況確認や定期的な点検・診断を実施してきており、引き続き、適切な現況把握と修繕計画等への適切な反映が必要である。

防衛力整備計画においては、これら数多い自衛隊施設の更新を集中的かつ効率的に推進するため、駐屯地・基地等を対象に最適化調査を実施し、施設の現状を調査し評価した上で、整備計画を策定し、順次整備することとしている。

(2) 基準類の整備

施設の維持管理・更新等については、関係法令等に基づく必要がある。

今後、施設の維持管理・更新等に係る取組を通じて得られた知見やノウハウを蓄積し、これらを現在保有する基準類や新たな基準類の策定に反映するなど、維持管理・更新等の効率化に努める必要がある。

(3) 情報基盤の整備と活用

施設の財産上の管理は、電子化された国有財産台帳により行っている。また、維持管理・更新等に関する情報はDFISに登録している。

今後、メンテナンスサイクル、トータルコストの精度の向上及び維持管理・更新等に関する情報を定期的な点検・診断及び最適化調査の結果を踏まえて適切に更新することが必要である。

(4) 個別施設計画の策定・推進

個別施設計画の策定に当たっては、個別施設ごとの現状を十分に把握する必要がある、定期的な点検・診断の結果及び最適化事業を踏まえた計画とする必要がある。

また、個別施設計画に基づき修繕・更新等の実施に努める必要がある。

(5) 新技術の導入

施設の建設における新技術の導入は、これまでもその有用性を検討した上で採用してきているところである。

今後は、維持管理・更新等に関する新技術や長寿命化に資する材料・工法の導入においても、安全に対する信頼性や作業の効率性、性能に見合った経済性を確保することを考慮し、業界の動向を注視しつつ採用の可否について

検討していく必要がある。

(6) 予算管理

防衛省としては、自衛隊施設が持つべき機能を保持し、自衛隊の適切な運用を維持する観点から施設を整備し維持管理・更新等を行っていくことが重要である。

施設の維持管理・更新等を的確に実施するには、定期的な点検・診断を通じて把握した劣化・損傷の状況を踏まえ、駐屯地・基地等ごとに修繕・更新等に係る対策費用や対応の緊急性を検討の上、将来必要となる費用の全体を見通しながら優先順位を検討し、必要な対策を計画的に実施していく必要がある。

(7) 体制の構築

施設の維持管理・更新等の体制は、駐屯地・基地等ごとに構築されているが、行動計画で示す防衛省の取組を着実に実施するため駐屯地・基地等ごとに施設保全責任者を置き、駐屯地・基地等における施設の維持管理・更新等に関する責任の明確化を図る必要がある。

また、取組を実施するために施設の維持管理・更新等に必要な人員を適切に配置することも必要である。

6 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し

施設の機能を適切に維持していくためには、的確な維持管理・更新等を行うことでトータルコストの縮減・予算の平準化を図ることが必要であり、必要な予算の確保を進めていくためには、中長期的な将来の見通しを把握する必要がある。

今後、DFISを活用し、駐屯地・基地等ごとに定期的な点検・診断を反映させた個別施設計画を更新し、省全体として中長期的な維持管理・更新等のコストをより正確に見通すように努める。

7 必要施策に係る取組の方向性

(1) 対象施設に対する基本的な考え方

ア 施設について、関係法令等で定める点検・診断を確実に実施する。

イ 駐屯地・基地等において、供用事務担当官等は施設保全責任者を設置する。

ウ 定期的な点検・診断の結果及び最適化調査の結果を踏まえ中長期的な個別施設計画を策定する。

エ メンテナンスサイクルを踏まえ維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を目指す。

(2) 取組の促進

対象施設に対する基本的な考え方を踏まえつつ、次に掲げる取組を促進していく。また、取組を促進する上で必要となる人員及び費用の適切な確保に努める。

ア 点検・診断、修繕・更新等

- (ア) 施設保全責任者は、保全台帳を整備・更新する。
- (イ) 施設保全責任者は、施設に関して、関係法令等で定められた点検・診断を実施し、その結果及び最適化調査の結果に基づき、必要な修繕・更新等を適切な時期に着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた情報を踏まえメンテナンスサイクルを構築する。
- (ウ) 施設保全責任者は、保全台帳に記録している点検の結果及び最適化調査の結果等について、DFISに登録する。
- (エ) 施設保全責任者は、建物の建替えに当たっては最適化調査を踏まえ、最適化事業の計画を策定し、再配置・集約建替えを実施する。

イ 基準類の整備

- (ア) 定期的な点検・診断、維持管理・更新等については、関係法令等に基づき実施する。
- (イ) メンテナンスサイクルの取組を通じて得られた知見やノウハウを蓄積し、適時・適切に基準類の改定や策定を行う。

ウ 情報基盤の整備と活用

- (ア) 整備計画局長は、施設の維持管理・更新等に必要なデータベースを充実させるための必要な施策を講じる。
- (イ) 整備計画局施設計画課長は、国土交通省が運用する「官庁施設情報管理システム (BIMMS-N)」に駐屯地・基地等の基本情報を登録する。基本情報の更新に当たっては、施設保全責任者が支援を実施する。

エ 個別施設計画の策定・更新

施設保全責任者は、個別施設計画を策定又は更新する。

オ 新技術の導入

施設の維持管理・更新等に関する新技術や長寿命化に資する材料・工法については、安全に対する信頼性や作業の効率性、性能に見合った経済性を考慮した上で導入に努める。

カ 予算管理

防衛省本省の内部部局、各自衛隊等は、必要な予算の安定的な確保に努め、施設保全責任者は個別施設計画を踏まえ計画的な点検・診断、修繕・更新等を実施する。

また、整備計画局長は、個別施設計画の情報を集約し、省全体における修繕・更新等の計画の現状を把握し問題点を抽出することにより、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を目指す。

キ 体制の構築

(ア) 各自衛隊等は、行動計画における取組を実施する上で必要となる施設の維持管理・更新等に必要な人員の適切な配置に努める。

(イ) 施設保全責任者は、施設の適切な保全が維持されるよう施設保全担当者の施設の維持管理・更新等の業務に対する意識向上に努める。

8 フォローアップ

整備計画局施設計画課長は、必要施策に係る取組に関する進捗状況を把握するとともに、進捗が遅れている施策については、課題の整理と解決方法等の検討を行う。

9 その他

この行動計画の実施に関し必要な細部の事項は、整備計画局施設計画課長が定めるものとする。